平成２１年（フ）第６３２号
静岡市清水区渋川３丁目12番30号　コーポ渋川401
債務者　牧田　安史
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６３５号
静岡市清水区渋川３丁目14番３号　サンモールＢ101号
債務者　小俣　姿穂
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４９号
静岡市駿河区中島2582番地の５　ヴェルエコール大浜102号、旧住所静岡市駿河区緑が丘町１番32号
債務者　市川　祥法
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６５４号
静岡市葵区西瀬名町20番18号　郷堂ハイツＡ202号、住民票上の住所静岡市葵区西瀬名町20番18号　郷堂ハイツ202号
債務者　杉本　ゆみ
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６１号
静岡県榛原郡吉田町片岡906番地の３、旧住所静岡市葵区羽鳥６丁目27番13号
債務者　望月　昌行
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６２号
静岡県榛原郡吉田町片岡906番地の３　メゾン中央103号、旧住所静岡市葵区羽鳥６丁目27番13号
債務者　望月アルリン　バナグ
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６６号
静岡県島田市元島田35番地の１　ドミール山田Ａ棟102号室
債務者　安井美紀子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５７号
島根県浜田市元浜町118番地
債務者　角田　英子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第５７１号
静岡市駿河区下川原２丁目22番10号
債務者　大沢美重子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６５６号
静岡市駿河区中田２丁目３番16号
債務者　山田真規子（旧姓種石）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２１９３１号
東京都板橋区常盤台３丁目４―17、開始決定時の住所東京都板橋区東山町32―３
破産者　小林　秀一
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３８５１号
東京都足立区加平３―４―７―203、開始決定時の住所東京都中野区新井２丁目１―20―703
破産者　水谷　　守
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４４１３号
埼玉県川越市大字笠幡1646番地３
破産者　株式会社サンテック
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３号
東京都墨田区石原４丁目29―７
破産者　中島　　傑
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４４号
東京都江東区亀戸９丁目33―１―1404
破産者　北野　友章
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部